

○経済産業省令第八十四号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三条の規定に基づき、経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十一月二十日

経済産業大臣 枝野 幸男

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十九年通商産業省令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一5. 携帯用レーザー応用装置の項技術上の基準の欄中「日本工業規格C6802（2005）」を「日本工業規格C6802（2011）」及び「3.17クラス1レーザー製品」を「3.18クラス1レーザー製品」及び「8.4e）」時間基準3）」を「8.3e）」時間基準3）」及び「8.3クラス分けに対する責任」を「8.3クラス分けの規則」に改め、同欄1(1)を次のように改める。

1(1) レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能を有するもの（外形上玩具として使用されるこ

とが明らかなもの並びにそれ以外の形状のものであつて装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を
目に向けて照射することを目的として設計したものと及び対象、位置等を指し示すために用いるもので
あつて全長が8センチメートル未満のものを除く。)にあつては、日本工業規格C6802(2011)レー
ザ製品の安全基準3.18クラス1レーザー製品又は3.20クラス2レーザー製品であること。

附 則

この省令は、平成二十四年十一月二十日から施行する。